

(別添一)

下線が改正部分

改 正 案			現 行		
別表第 1 (第 6 条、第 16 条関係) 労 災 保 険 率 表			別表第 1 (第 6 条、第 16 条関係) 労 災 保 険 率 表		
事業の種類 の分類	事業 の種類	労災保険率	事業の種類 の分類	事業 の種類	労災保険率
林 業	林業	<u>1000分の 52</u>	林 業	林業	<u>1000分の 60</u>
漁 業	海面漁業 (定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	1000分の 18	漁 業	海面漁業 (定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	1000分の 18
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	<u>1000分の 37</u>		定置網漁業又は海面魚類養殖業	<u>1000分の 38</u>
鉱 業	金属鉱業、非金属鉱業 (石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。) 又は石炭鉱業	1000分の 88	鉱 業	金属鉱業、非金属鉱業 (石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。) 又は石炭鉱業	1000分の 88
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	<u>1000分の 13</u>		石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	<u>1000分の 16</u>

	原油又は天然ガス鉱業	1000分の2.5		原油又は天然ガス鉱業	1000分の2.5
	採石業	1000分の 37		採石業	1000分の 49
	その他の鉱業	1000分の 26		その他の鉱業	1000分の 26
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	1000分の 34	建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	1000分の 62
	道路新設事業	1000分の 11		道路新設事業	1000分の 11
	舗装工事業	1000分の 9		舗装工事業	1000分の 9
	鉄道又は軌道新設事業	1000分の 9		鉄道又は軌道新設事業	1000分の 9
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	1000分の9.5		建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	1000分の9.5
	既設建築物設備工事業	1000分の 12		既設建築物設備工事業	1000分の 12
	機械装置の組立て又は据付けの事業	1000分の 6		機械装置の組立て又は据付けの事業	1000分の6.5
	その他の建設事業	1000分の 15		その他の建設事業	1000分の 15
製造業	食料品製造業	1000分の5.5	製造業	食料品製造業	1000分の 6

繊維工業又は繊維製品製造業	1000分の 4
木材又は木製品製造業	<u>1000分の 13</u>
パルプ又は紙製造業	<u>1000分の 7</u>
印刷又は製本業	1000分の3.5
化学工業	1000分の4.5
ガラス又はセメント製造業	1000分の 6
コンクリート製造業	1000分の 13
陶磁器製品製造業	<u>1000分の 17</u>
その他の窯業又は土石製品製造業	<u>1000分の 23</u>
金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	1000分の6.5
非鉄金属精錬業	1000分の 7

繊維工業又は繊維製品製造業	1000分の 4
木材又は木製品製造業	<u>1000分の 14</u>
パルプ又は紙製造業	<u>1000分の6.5</u>
印刷又は製本業	1000分の3.5
化学工業	1000分の4.5
ガラス又はセメント製造業	1000分の 6
コンクリート製造業	1000分の 13
陶磁器製品製造業	<u>1000分の 18</u>
その他の窯業又は土石製品製造業	<u>1000分の 26</u>
金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	1000分の6.5
非鉄金属精錬業	1000分の 7

金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	<u>1000分の 5</u>
鋳物業	1000分の 16
金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	<u>1000分の 9</u>
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	1000分の6.5
めつき業	<u>1000分の6.5</u>
機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	1000分の 5
電気機械器具製造業	<u>1000分の 3</u>
輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	1000分の 4

金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	<u>1000分の5.5</u>
鋳物業	1000分の 16
金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	<u>1000分の 10</u>
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	1000分の6.5
めつき業	<u>1000分の 7</u>
機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	1000分の 5
電気機械器具製造業	<u>1000分の2.5</u>
輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	1000分の 4

	船舶製造又は修理業	1000分の 23		船舶製造又は修理業	1000分の 23
	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	1000分の2.5		計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	1000分の2.5
	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1000分の3.5		貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1000分の3.5
	その他の製造業	<u>1000分の 6</u>		その他の製造業	<u>1000分の6.5</u>
運 輸 業	交通運輸事業	1000分の 4	運 輸 業	交通運輸事業	1000分の 4
	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	<u>1000分の8.5</u>		貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	<u>1000分の 9</u>
	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	1000分の 9		港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	1000分の 9
	港湾荷役業	<u>1000分の 12</u>		港湾荷役業	<u>1000分の 13</u>
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1000分の 3	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1000分の 3

その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	1000分の 13	その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	1000分の 13
	清掃、火葬又はと畜の事業	1000分の 13		清掃、火葬又はと畜の事業	1000分の 13
	ビルメンテナンス業	1000分の 6		ビルメンテナンス業	1000分の5.5
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業 又はゴルフ場の事業	1000分の6.5		倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業 又はゴルフ場の事業	1000分の6.5
	通信業、放送業、新聞業又は出版業	1000分の2.5		通信業、放送業、新聞業又は出版業	1000分の2.5
	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	1000分の 3		卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	1000分の 3
	金融業、保険業又は不動産業	1000分の2.5		金融業、保険業又は不動産業	1000分の2.5
	その他の各種事業	1000分の 3		その他の各種事業	1000分の 3

(別添二)

下線が改正部分

改 正 案

現 行

別表第5 (第23条関係)

別表第5 (第23条関係)

第2種特別加入保険料率表

第2種特別加入保険料率表

事業又は 作業の種 類の番号	事業又は作業の種類	第2種特別 加入保険料 率	事業又は 作業の種 類の番号	事業又は作業の種類	第2種特別 加入保険料 率
特 1	労働者災害補償保険法施行規則 (以下「労災保険法 施行規則」という。) 第46条の17第1号の事業	<u>1000分の11</u>	特 1	労働者災害補償保険法施行規則 (以下「労災保険法 施行規則」という。) 第46条の17第1号の事業	<u>1000分の12</u>
特 2	労災保険法施行規則 第46条の17第2号の事業	<u>1000分の17</u>	特 2	労災保険法施行規則 第46条の17第2号の事業	<u>1000分の18</u>
特 3	労災保険法施行規則 第46条の17第3号の事業	1000分の45	特 3	労災保険法施行規則 第46条の17第3号の事業	1000分の45
特 4	労災保険法施行規則	1000分の52	特 4	労災保険法施行規則	1000分の52

第46条の17第4号の事業			第46条の17第4号の事業				
特	5	労災保険法施行規則 第46条の17第5号の事業	1000分の6	特	5	労災保険法施行規則 第46条の17第5号の事業	1000分の7
特	6	労災保険法施行規則 第46条の17第6号の事業	1000分の14	特	6	労災保険法施行規則 第46条の17第6号の事業	1000分の14
特	7	労災保険法施行規則 第46条の17第7号の事業	1000分の48	特	7	労災保険法施行規則 第46条の17第7号の事業	1000分の48
特	8	労災保険法施行規則 第46条の17第8号の事業	1000分の3	特	8	労災保険法施行規則 第46条の17第8号の事業	1000分の3
特	9	労災保険法施行規則 第46条の17第9号の事業	1000分の3	特	9	労災保険法施行規則 第46条の17第9号の事業	1000分の3
特	10	労災保険法施行規則 第46条の17第10号の事業	1000分の3	特	10	労災保険法施行規則 第46条の17第10号の事業	1000分の3
特	11	労災保険法施行規則 第46条の17第11号の事業	1000分の3	特	11	労災保険法施行規則 第46条の17第11号の事業	1000分の3

特 1 2	労災保険法施行規則 第46条の18第1号ロの作業	1000分の3	特 1 2	労災保険法施行規則 第46条の18第1号ロの作業	1000分の3
特 1 3	労災保険法施行規則 第46条の18第2号イの作業	1000分の3	特 1 3	労災保険法施行規則 第46条の18第2号イの作業	1000分の3
特 1 4	労災保険法施行規則 第46条の18第3号イ又はロの作業	<u>1000分の14</u>	特 1 4	労災保険法施行規則 第46条の18第3号イ又はロの作業	<u>1000分の15</u>
特 1 5	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ハの作業	<u>1000分の5</u>	特 1 5	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ハの作業	<u>1000分の6</u>
特 1 6	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ニの作業	1000分の17	特 1 6	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ニの作業	1000分の17
特 1 7	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ホの作業	1000分の3	特 1 7	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ホの作業	1000分の3
特 1 8	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ヘの作業	1000分の18	特 1 8	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ヘの作業	1000分の18
特 1 9	労災保険法施行規則 第46条の18第2号ロの作業	1000分の3	特 1 9	労災保険法施行規則 第46条の18第2号ロの作業	1000分の3

特 2 0	労災保険法施行規則 第46条の18第1号イの作業	1000分の 9	特 2 0	労災保険法施行規則 第46条の18第1号イの作業	1000分の 9
特 2 1	労災保険法施行規則 第46条の18第4号の作業	1000分の 3	特 2 1	労災保険法施行規則 第46条の18第4号の作業	1000分の 3
特 2 2	労災保険法施行規則 第46条の18第5号の作業	1000分の 5	特 2 2	労災保険法施行規則 第46条の18第5号の作業	1000分の 5
特 2 3	労災保険法施行規則 第46条の18第6号の作業	1000分の 3	特 2 3	労災保険法施行規則 第46条の18第6号の作業	1000分の 3
特 2 4	労災保険法施行規則 第46条の18第7号の作業	1000分の 3	特 2 4	労災保険法施行規則 第46条の18第7号の作業	1000分の 3
特 2 5	労災保険法施行規則 第46条の18第8号の作業	1000分の 3	特 2 5	労災保険法施行規則 第46条の18第8号の作業	1000分の 3

(別添三)

下線が改正部分

改 正 案			現 行		
別表第2 (第13条関係) 労 務 費 率 表			別表第2 (第13条関係) 労 務 費 率 表		
事業の種類 の分類	事業 の種 類	請負金額に 乗 ずる率	事業の種類 の分類	事業 の種 類	請負金額に 乗 ずる率
建 設 事 業	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	建 設 事 業	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%
	道路新設事業	19%		道路新設事業	19%
	舗装工事業	17%		舗装工事業	17%
	鉄道又は軌道新設事業	<u>19%</u>		鉄道又は軌道新設事業	<u>24%</u>
	建築事業 (既設建築物設備工事業を除く。)	23%		建築事業 (既設建築物設備工事業を除く。)	23%
	既設建築物設備工事業	23%		既設建築物設備工事業	23%

機械装置の組立て又は据付けの事業 組立て又は取付けに関するもの その他のもの	38% 21%
その他の建設事業	<u>23%</u>

機械装置の組立て又は据付けの事業 組立て又は取付けに関するもの その他のもの	38% 21%
その他の建設事業	<u>24%</u>